

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (広報広聴課)	10
○特定調達契約に係る資格に関する公示…………… (情報政策課)	10
○特定調達契約に係る入札の公告…………… (情報政策課)	11
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	12
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	12
○道営土地改良事業の工事の完了…………… (農業施設管理課)	12
○遊漁規則の変更の認可…………… (漁業管理課)	12
○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課)	13
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	13
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	13
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	14
○森林法による通知に代える公示…………… (治山課)	14
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定の一部改正…………… (治山課)	14
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路課)	14

告 示

北海道告示第451号
次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成22年6月4日
北海道知事 高橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び調達予定数量
平成22年度上半期電波媒体道政広報実施業務 (道政広報レギュラー番組・テレビ) 25回

2 随意契約の相手方を決定した日
平成22年4月5日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社電通北海道

(2) 住 所 札幌市中央区大通西5丁目11-1

4 随意契約に係る契約金額 (1回当たりの単価)

(1) 番組を制作する業務	335,150円
(2) 番組を北海道放送 (HBC) に放送する業務	182,326円
(3) 番組を札幌テレビ (STV) に放送する業務	182,326円
(4) 番組を北海道テレビ放送 (HTB) に放送する業務	182,326円
(5) 番組を北海道文化放送 (u h b) に放送する業務	182,326円
(6) 番組をテレビ北海道 (TVh) に放送する業務	142,326円

5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

6 随意契約になった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総合政策部知事室広報広聴課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第452号
地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。
平成22年6月4日
北海道知事 高橋 はるみ

1 資格及び調達をする物品等の種類
平成22年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成22年6月4日に一般競争入札の公告を行う道庁行政情報ネットワークLAN機器 (総合振興局等) の賃貸借契約
(2) 資 格 道庁行政情報ネットワークLAN機器 (総合振興局等) の賃貸借契約に関する資格 (以下「資格」という。)
(3) 物 品 等 の 種 類 LAN機器の賃貸借

2 資 格 要 件
平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。
(1) 平成22年6月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

- (2) 当該物品の障害発生時等に速やかな対応ができる体制を有すること。
- (3) 当該物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成22年6月4日から同年7月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

北海道告示第453号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年6月4日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
道庁行政情報ネットワークLAN機器（総合振興局等）の賃貸借一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成23年3月1日から平成28年2月29日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成22年北海道告示第452号に規定する道庁行政情報ネットワークLAN機器（総合振興局等）の賃貸借の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎5階総合政策部会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課）
- (2) 入札日時 平成22年7月15日（木） 午後1時30分（送付による場合は、同月14日までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量240グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30条）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5172

9 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :
A lease of LAN apparatus used for the Hokkaido administration network system, a complete set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 15, 2010
(If mailed, bid must be reached by July 14)

C Contact :
Information Policy Planning Division, Bureau of Science and IT Promotion, Department of
Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Nishi 6, Kita 3, Chuo-ku,
Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5172

北海道告示第454号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区
の定款の変更を認可した。

平成22年6月4日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成22. 5.25	北見土地改良区
同 22. 5.27	北海土地改良区

北海道告示第455号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について
道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成22年6月8日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年6月4日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
沼の内	経営体育成基盤整備 [面的集積型] (農業用排水施設、区画整理)	北海道空知総合振興局
高島南	同 (農業用排水施設、暗きょ排水、区画整理)	同
高島北	同	同
大願南	同 (農業用排水施設、客土、暗きょ排水、区画整理)	同
大願東	同	同

北海道告示第456号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195
号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成22年6月4日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
西徳富	かんがい排水 [国営附帯]	平成22. 3.25
杵白	防災ダム [ため池]	同 21.12. 7
多度志西	経営体育成基盤整備 [一般型] (暗きょ排水、区画整理)	同 21. 5.29
同	同 (農業用排水施設)	同 21. 2.20
弥生第1	同 (農業用排水施設、区画整理)	同 21.12.15
同	同 (暗きょ排水)	同 20. 1.22
同	同 (客土)	同 19. 8.27
弥生第2	同 (農業用排水施設、暗きょ排水、区画整理)	同 21.12.15
同	同 (客土)	同 19. 7.23
夕張太北	同 (暗きょ排水)	同 21. 9.10
同	同 (農業用排水施設)	同 21. 5. 8
同	同 (区画整理)	同 20.12. 1
幌内第2	同 (同)	同 21.12.18
小藤9区	同 (農業用排水施設)	同
同	同 (客土、区画整理)	同 21. 5.22
同	同 (暗きょ排水)	同 21. 2.27
南竜	同 (区画整理)	同 21.12.25
同	同 (農業用排水施設)	同 18. 2.20
晩翠栄	同 (区画整理)	同 21. 5.14
同	同 (農業用排水施設)	同 20.12. 3
同	同 (暗きょ排水)	同 18.5 .22
長沼北	地域水田農業支援緊急整備 [緊急整備型] (暗きょ排水、農業用排水施設)	同 21.11.24
豊里北	経営体育成基盤整備 [面的集積型] (農業用排水施設、区画整理)	同 22. 2. 5
同	同 (暗きょ排水)	同 21.11.30
納内中央	同 (農業用排水施設、暗きょ排水、区画整理)	同 22. 1. 7

北海道告示第457号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更
を認可した。

平成22年6月4日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | | |
|---|------------|--------------------------|
| 1 | 漁業者の名称及び住所 | 支笏湖漁業協同組合
千歳市支笏湖温泉番外地 |
| 2 | 漁業権の免許番号 | 石内共第3号 |

3 変更の内容 次のとおり

4 変更した遊漁規則の施行の日 平成22年5月27日

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道水産林務部水産局漁業管理課及び北海道石狩振興局産業振興部水産課に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第458号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成22年6月4日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 古宇郡神恵内村大字神恵内村89の4(次の図に示す部分に限る。)、69の6

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 古宇郡神恵内村大字赤石村17の11(次の図に示す部分に限る。)、字イトコノ沢18の1

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第459号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年

法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成22年6月4日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第460号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成22年6月4日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 札幌市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 札幌市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局

産業振興部林務課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第461号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成22年6月4日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 十勝郡浦幌町(次の図に示す部分に限る。)の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
浦幌町(次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 十勝郡浦幌町(次の図に示す部分に限る。)の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
浦幌町(次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第462号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を遠別町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成22年北海道告示第391号のとおりである。

平成22年6月4日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

天塩郡遠別町字共栄433から436まで所在の森林について所有権を有する

門野 新一郎

北海道告示第463号

平成21年北海道告示第789号(農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定)の一部を次のように改正し、平成21年12月8日から適用する。

平成22年6月4日

北海道知事 高橋 はるみ

1の事項中「・49の57」を「・49の57・50の1」に、「8筆」を「9筆」に改める。

北海道告示第464号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年6月4日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 尾田豊頃停車場線
- 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
中川郡幕別町字駒島402番1地先から		前	15.60mから	1,947.72m	—
同郡豊頃町薄別15番1地先まで			70.60mまで		
		前	18.00mから	1,837.04m	—
			107.80mまで		
		後	18.00mから	1,837.04m	—
			123.50mまで		